

議案第48号

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に
関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年南あわじ市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 (固定資産税の不均一課税)</p> <p>第3条 地域再生計画が公示された日(平成27年10月8日)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日(同日までの間に法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、新設し、若しくは増設し、又は取得した固定資産に対して課する固定資産税の税率は、南あわじ市税条例(平成17年南あわじ市条例第69号)第62条の規定にかかわらず、100分の0.14とする。</p> <p>2 略 第4条以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (固定資産税の不均一課税)</p> <p>第3条 地域再生計画が公示された日(平成27年10月8日)から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日(同日までの間に法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、新設し、若しくは増設し、又は取得した固定資産に対して課する固定資産税の税率は、南あわじ市税条例(平成17年南あわじ市条例第69号)第62条の規定にかかわらず、100分の0.14とする。</p> <p>2 略 第4条以下 略</p>	

